

表－6 特定粉じん排出等作業一覧（令第3条の4）

作業の種類
特定建築材料が使用されている建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

（備考）

各用語の定義の概要については以下のとおりです。詳細については、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について（令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知）」に記載されています。

1. 特定建築材料（令第3条の3）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料をいいます。具体的には表-7のとおり、「吹付け石綿」「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」、「石綿含有成形板等」、「石綿含有仕上塗材」分類され、建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1重量%を超えるものをいいます。

表－7 特定建築材料に該当する建築材料の例

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付ロックウール（乾式・湿式）
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く）	①屋根用折版断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く）	①石綿保温材、②石綿含有珪藻土保温材 ③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有ケイ酸カルシウム保温材⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く）	①石綿含有耐火被覆材、②石綿含有ケイ酸カルシウム板第2種
石綿含有成形板等	①石綿含有成形板、②石綿含有セメント管、③押出成形品 ④石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種
石綿含有仕上塗材	①石綿含有建築用仕上塗材

2. 建築物

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備が含まれます。

3. 工作物

「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもの全てをいいます。

例) 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道等の地下埋設物、ボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、配管等

※ 建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物とします。